

○財務省告示第二百二十五号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第二百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一の（一）中「產品の競爭力」を「各年度において、產品の競爭力」に改める。

一の（一）のイ中「、過去三年間」を「、当該年度の初日を含む年の前々年（以下単に「当該年度の前々年」という。）までの三暦年」に改める。

一の（一）のイのイ中「過去三年間」を「当該三暦年」に改める。

一の（一）のイのハ中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

一の（一）のハ中「各年度において、」を「当該年度の」に改め、「（平成二十三年度においては、平成二十一暦年の輸入統計品目表に基づいて、平成十九暦年、平成二十暦年及び平成二十一暦年の貿易統計により判定する。）」を削る。

二の（一）中「部分適用除外措置」を「各年度において、部分適用除外措置」に改める。

二の（一）のイ中「後発開発途上国」の下に「及び（二）に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域」を加え、「（平成二十二年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成二十

年における国民一人当たり国民総所得が一万九千九百六米ドル以上としている国・地域)」及び「(平成二十三年度の場合、平成二十年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が一万九千九百六米ドル以上の国・地域)」を削る。

二の(一)の中「(平成二十三年度の場合、平成二十一暦年の貿易統計)」を削り、「当該品目の輸入額」を「各品目のうち、その輸入額」に改め、次のただし書を加える。

ただし、当該国・地域を原産地とする当該品目の協定税率が無税とされている場合を除く。

二の(二)のハ中「部分適用除外」を「部分適用除外措置」に、「毎年度見直す」を「特恵適用の対象から一年間除外する」に改め、「(ただし、(二)に規定する全面適用除外措置の対象となっている国・地域を除く。)」を削る。

二の(二)中「全面適用除外措置」を「各年度において、全面適用除外措置」に改める。

二の(二)のイ中「対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、」を削り、「とする(平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域)。なお」を「(後発開発途上国を除くものとし)」に改め、「相当する国・地域とする」の下に「。)」については、特恵適用の対象から除外する」を加える。

二の(二)の中「国別適用除外」を「国別適用除外措置」に改める。